

巻頭言

中間評価について

上村達男*

平成15年度採択のCOEに対する中間評価の結果が公表された。(総括評価)は、「当初計画は順調に実施に移され、現行の努力を継続することによって目的達成が可能と判断される。」とされ、4段階評価のうちの最高ランクとされた。(コメント)では、「数多くの国際的シンポジウム等の開催、企業犯罪に関する実態調査の実施、知財判例の英文データベースの構築とウェブ上での公開、機関誌の発行等々、旺盛な研究活動が国際的な広がりをもちつつ展開されている。戦略的な目標を掲げ、社会との連携を図りつつ、法分野横断的な研究を行ってきている点を高く評価することができる。データベースの構築と公開はとりわけ波及効果が高いので、利用者の便宜を図る努力を、今後とも一定の資金を割いて継続されるよう望みたい。」との評価をいただいた。注文としては、「もっとも、研究活動はやや拡散気味のようなものである。日本およびアジアはグローバルな動向の中でどのような位置を占めているのか、そして企業・金融資本市場法制をどのように構築していくべきかという観点から研究成果を絞り込み、法システムが現実の企業社会に総合的有機的かつ効果的に対応していけるような制度論を提示し、成果を将来に引き継ぎうる道筋を明らかにしていくのが、今後の課題であろうと思われる。」との指摘を受けた。時として立ち入った指摘があり得るために非公開とされる(留意事項)も「世界最高水準の拠点の形成を目指して頂きたい」との激励であった。

我々の拠点は総合研究所の立ち上げによる多角的な研究企画の推進を目的としており、その点ではかなりユニークなCOEである。さわめて多数の研究者が「企業、市場、市民社会」を共通ワードとして研究を行ってきたことが高く評価されたことを素直に喜ぶたい。

この間の研究成果については、ホームページから見ることのできる中間評価用プレゼン資料に簡潔に記載されているので、そちらをご覧ください。各法分野間のミニ横断研究、全体の横断シンポ等が多く、学外研究者と共に多彩に開催されており、あらゆる組み合わせが可能な恒常的なミニ学会の「発生拠点」という独特の性格を帯びつつある。そうした活動を通じて、「中間評価」の注文に対する手応えも十分に感じている。

そして何よりも大事にしていることは、一切を疑う学問の精神である。新会社法もあれだけの労力をかけて作られたものであるからお祝儀相場を差し上げたいという気持ちにもなるが、あえてその問題点を提示しようとすべきだろう。ライツプランを中心とする平時導入方防衛策を皆が肯定するなら、その問題点をこそ追求すべきだろう。アメリカ一点張りが当然なら欧州の成熟社会における企業や資本市場法制のあり方を探るべきだろう。

折原浩氏の近時の快著「学問の未来」(未来社)にみられる学問的情熱に、おもわず居住まいを正されながら、本拠点の社会的使命の大きさに思いを致している。

* 早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所所長、早稲田大学大学院法務研究科・法学部教授